



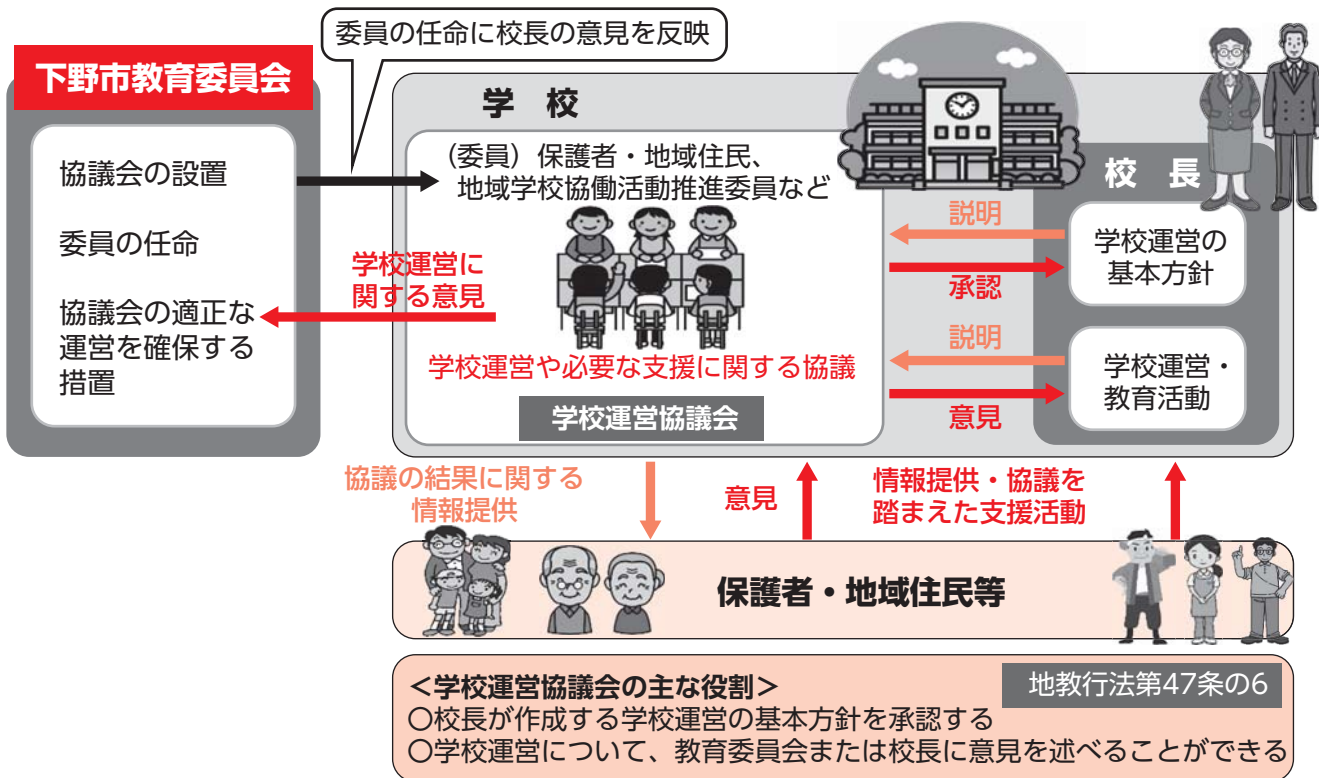
**学校運営協議会制度
がスタートします**

学校運営協議会は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みです。

市においても、これまでの学校評議員制度を基盤に、小中学校全校に学校運営協議会制度を導入します。近年の子どもたちを取り巻く教育環境に対応するためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。地域と学校が一体となることで、よりよい教育の実現が期待できます。

学校運営協議会は、地域住民、保護者、校長などの委員で組織します。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めますので、ご理解、ご支援をよろしくお願ひします。

■ **問い合わせ先**
学校教育課
☎(32)89118



イベント

お知らせ

募集

相談

就職

■ **表彰区分**

表彰区分	免 許 取 得 期 間
栃木県警察本部 長・栃木県交通安全協会 会長表彰	20年表彰 平成9年4月1日から平成10年3月31日まで
	30年表彰 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで
	40年表彰 昭和53年3月31日以前
下野警察署長・ 下野地区交通安全協会 会長表彰	5年表彰 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
	10年表彰 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
	15年表彰 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

優良運転者を表彰します

優良運転者の定期表彰を行いますので、次の基準を満たし表彰を希望される方は安全安心課へ申請してください。

■ **申請条件**

次のすべての項目に該当する方が申請できます。

- 上表（表彰区分表）の免許取得期間内に自動車（原付・小特・二輪免許を含む）の運転免許を取得した方
- ※ 普通・二輪・原付・小特など現在お持ちの免許で最も古いものの取得日が起点になります。
- 過去5年以内（平成25年4月1日以降）に自己の責任による交通事故歴がなく、かつ交通関係法令違反点数の合計が3点以内である方
- 過去に交通安全功労者または優良運転者として緑十字銅章以上の表彰を受けていない方

- 下野市民の方
 - **申込期限** 4月20日(金)
 - **申請に必要なもの**
 - 印鑑
 - 運転免許証
 - 運転記録証明書交付代630円
- 表彰該当者につきましては11月ごろに通知します。
- **申し込み・問い合わせ先**
安全安心課
☎(32)8894